

令和8年度 愛知県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 愛知県介護テクノロジー導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び愛知県補助金等交付規則（昭和五十五年三月二十六日規則第八号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2 この補助金は、「「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業」について」（令和8年4月7日付老発 0407 第3号厚生労働省老健局長通知）で規定する次の事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について別表第5欄に掲げる補助事業者に対して補助金を交付する。

(1) 介護テクノロジー定着支援事業

「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」4（1）、（2）の事業

(2) ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業

「令和8年度（令和7年度からの繰越分）地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱」3（2）の事業

(3) 協働化・大規模化等による職場環境改善事業

「令和8年度（令和7年度からの繰越分）協働化・大規模化等による職場環境改善事業、経営改善支援事業実施要綱」3（1）の事業

2 基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとする。ただし、このうち他の補助金等によって既に交付を受けているもの、又は今後交付を受ける見込みがあるもの並びに、本補助金の交付決定前に購入または契約したものは補助の対象外とする。

(交付の算定方法)

第3 次により算出された額を交付額とする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる事業のうち、介護テクノロジー定着支援事業については、第4欄に定める対象経費の支出額に4/5を乗じて得た額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする（算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- (2) 別表の第1欄に掲げる事業のうち、ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業については、第4欄に定める対象経費の支出額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする（算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- (3) 別表の第1欄に掲げる事業のうち、協働化・大規模化等による職場環境改善事業については、第4欄に定める対象経費の支出額に4/5を乗じて得た額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする（算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

(交付の条件)

第4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産について、3年を経過する前に処分し、又はリース等の契約を解除する場合、事前に知事の承認を受けなければならない。ただし、リース等により導入したものを購入するためにリース等の契約を解除した場合は、この限りではない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業者は補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

第5 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別表の第1欄に掲げる事業の区分毎に「介護テクノロジー定着支援事業」は別紙様式1、「ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業」は別紙様式2、「協働化・大規模化等による職場環境改善事業」は別紙様式3のとおりとし、同表第5欄に掲げる補助事業者は、同区分毎に知事に対して申請を行うものとする。

2 前項に定める申請書の提出期限は、別に定める。

3 第1項の「介護テクノロジー定着支援事業」に係る交付申請は、1法人あたり2事業所までとし、提出の際は優先順位を付すものとする。

4 知事は、第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助する必要があると認めたときは、審査の結果を申請者に通知する。審査の結果、補助金を交付すべきでない認められたときは、令和8年度愛知県介護テクノロジー導入支援事業費補助金不交付決定通知書（別紙様式4）により補助金の交付の申請者へ通知するものとする。

なお、「介護テクノロジー定着支援事業」について、応募多数の場合は、次の（1）から（3）に該当する事項が多い事業所から、優先して採択することとする。

- (1) 令和8年度に「あいち介護生産性向上総合相談センター」から介護ロボットやICTの導入等に向けた具体的な業務改善支援（伴走支援や試用貸出等）を受けている介護事業所
- (2) 令和7年度の「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」で認証を受けた介護事業所
- (3) 過去に「介護ロボット導入支援事業費補助金」及び「介護事業所ICT導入支援事業費補助金」（いずれも令和5年度まで）並びに「介護テクノロジー導入支援事業費補助金」（令和6年度から）の交付を受けていない介護事業所
- (4) (1) から (3) までにより優先採択した後に、なお予算額の範囲内で残額が生じた場合には、過去に交付した「介護ロボット導入支援事業費補助金」及び「介護事業所ICT導入支援事業費補助金」（いずれも令和5年度まで）並びに「介護テクノロジー導入支援事業費補助金」（令和6年度から）の交付額の累計金額が少ない事業所から採択する。

(決定の取消し等)

第6 知事は、規則第16条に加え、補助金の交付をした場合において、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

(申請の取り下げ)

第7 規則第7条に規定する申請の取り下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第8 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合、第5に定める申請手続に従い、知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第9 規則第13条の規定による実績報告書及び添付書類の様式は、別表の第1欄に掲げる事業の区分毎に「介護テクノロジー定着支援事業」は別紙様式5、「ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業」は別紙様式6、「協働化・大規模化等による職場環境改善事業」は別紙様式7のとりとし、同表第5欄に掲げる補助事業者は、同区分毎に知事に対して実績報告を行うものとする。

2 前項に定める実績報告の提出期限は、別に定める。

(補助金の額の確定及び通知)

第10 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(調査)

第11 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた補助事業者は前項の調査に協力しなければならない。

(補助金の交付)

第12 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第13 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式8により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。提出部数は1部とする。

2 前項の報告があった場合において、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(実施細則)

第14 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月23日から施行し、令和8年4月1日から適用する。